

写

事 務 連 絡

平成 29 年 1 月 5 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室長

野鳥監視重点区域の解除の考え方について

野鳥監視重点区域の解除については、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下「マニュアル」とする)において、「野鳥監視重点区域は、当該区域における最後の感染確認個体の回収日から 45 日後に解除する」としているところですが、今シーズン、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6 亜型)について、野鳥等における確認事例が過去最多となっており、ケースが細分化していることから、以下のとおりの考え方で整理しましたので、今後の取扱の参考としていただきますようよろしくお願いいたします。

記

(1) 野鳥監視重点区域が重なっている場合の解除について

野鳥監視重点区域(発生地点から半径 10 km)の円が少しでも重なる場合は、原則として最後の区域(円)が解除されるときに同時に解除することとする。

円が完全に重なっている場合(続発事例地域等)は、マニュアルの考え方で疑問の余地がないところですが、円が少しずつずれて、重なって設定されている場所の解除については、今まで事例がほとんどなかったため明確に定義されていませんでした。円を 1 つずつ解除した場合、重なっている部分はまだ残っており、対外的には円の設定区域が明確でないことから、解除の発表を行った場合に、どの円の解除を行ったのか特定できずに、誤解を招く恐れがあることから、原則は上記の扱いで解除することとします。

写

(2) 野鳥監視重点区域の設定の起算日について

45 日の起算日は、以下のとおりとして 45 日後に解除します。

* 野鳥及び動物園等飼育施設場合は、回収日の次の日を 1 日目とします。

* 家きんの場合は、防疫措置の完了日の次の日を 1 日目とします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担 当：東岡、根上、千葉、高橋

直 通：03 - 5521 - 8285